第４回長崎市上下水道事業運営審議会　会議録

【所属名】　上下水道局総務課
【会議名】　第４回長崎市上下水道事業運営審議会
【日　時】　令和８年３月１９日（木）１５時００分～１７時００分
【場　所】　長崎市役所　１５階中会議室
【議　事】　料金水準・料金体系の見直しについて②

１　開会
・事務局において資料等の確認
・上下水道局長あいさつ
・会長が開会を宣言。委員は半数以上であり有効な会議とすること、また、会議を公開とすることについて、委員の了承を得た。

２　議事
・料金水準・料金体系の見直しについて②

〔理事者説明〕
・会議資料「１　審議会の流れ」から「３　第３回審議会の振り返り」までの項目について、理事者から説明。

〔質疑応答〕

委員

現在、物価が 112.9%であり、２０２０年比で 12.9%上がっているということで、今回の料金改定率とおおむねマッチしているという感想を持った。

前回も委員から話が出たが、従量料金の１から１０㎥のランクの現状の単価がコスト割れしているということで、単身世帯とか２人世帯の方がほとんどだと思うが、必ずしもその単身世帯に支払能力が無いということではないと思うし、原価割れしているのであれば、今回の改定は上昇率も大体適当だと思うので、今回反映できないのであれば、次回以降の料金改定で反映させるということは検討されているか。

会長

原価との乖離、若しくは原価割れの状況は、前回の審議会資料でも提示されており、すでにご理解いただいているかと思う。今回の案では、利用者数の多い部分については、是正の程度を抑制したものになっていると思われるが、この点については今後更に検討していくべきとの委員の意見は、今後の課題として記載させていただければと思う。

〔理事者説明〕
・会議資料「４　追加資料」の項目について、理事者から説明。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～　休憩　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

〔質疑応答〕

委員

理事者説明の中で、３７ページについて、口径４０ミリは、例えばビジネスホテル、という説明があり、すごくイメージしやすいと感じた。

しかし、例示されたのは宿泊施設がメインになっていたので、他の業種のところで、例えば水産加工であるとか、他の製造業関係、その辺りの事業所の規模感がどこに大体当てはまっているのか、何となくわかるようなものがあれば教えてほしい。

理事者

口径４０ミリだと、他には社会福祉施設、老人ホームや病院がある。口径７５ミリは、大型の商業施設や温浴施設があるホテルが主な使用者になる。口径１００ミリは、公共施設が主なものとなる。中小企業等の事業者の多くは口径２０ミリ以下となっている。

委員

１５ページ､市民に説明するうえでもう一度確認だが､料金改定案４パターンについて、本来料金で回収すべき、市民が負担するべき総額は、いずれのパターンにおいても７８億５千万円。この内訳については、物価高騰、要は、「経費の増加分」、それから人口減少による「料金の減収分」、もう１つは「施設の更新費用」、この３つだと思う。この部分は、どの案でも回収している計算となっている。そうすると、残る更新経費について、どれだけ現役の使用者の方に負担していただくのか、又は企業債を活用して将来的な使用者に負担していただくのか、そこのバランスをここで見ているということだと思う。

理事者の考えでは、現役世代と将来世代での負担の公平に関し、12.27%という案が妥当という考えであると思う。

２９ページの企業債残高対給水収益比率について、他都市と比べると低い状況であり、前の資料でも説明があったように、これまで企業努力として、企業債残高を減らす努力をしてきたと、そこの余力を今回の料金改定に合わせて使って、現役世代と将来世代の負担のバランスを取ったということになる。

このような説明の方が、市民目線から見たときに、理解を得られやすいと思う。

理事者

委員の指摘どおり、市民の方々に説明をしていく上では、そこを分かりやすく説明をして参りたい。

委員

それともう１点、料金体系について、基本料金の比率を上げることで経営が安定するということで非常にいいと思うが、従量料金のランク１については、かなりランク２と開きがあり極端すぎると思う。

これは次の課題としてここでも共有して、次回の料金改定の際には、ここを若干でも改善していくような方向で検討すべきではないかと思う。

理事者

料金算定要領においては、均一単価が原則とされている。原価割れになっているランク1については、次回の料金改定の際に、生活用水ということを十分考慮しながら、どれくらいが適当かというのをさらに考えていく必要があるかと思っている。
他都市によっては、基本水量というのを設定し、一定の水量までは均一料金というような都市もあって、生活用水に配慮した自治体もある。
そのような都市の状況も踏まえながら、生活用水として適切なものを考えていく必要があると考えている。

委員

理事者の案では、改定率 12.27%が妥当だということだが、現在、イラン情勢等で、また物価がもっと上がるのではないかと言われている。今回の改定率 12.27%で仮に改定したとして、また物価上昇の見込みが現時点よりさらに上がった場合に、また令和１１年度から令和１４年度の後に、また改定をしなければいけないというような状況も、可能性としてないことはないのかと思う。この改定率 12.27%が妥当と判断する背景として、どのくらいの物価上昇を見込んでいるのか。

理事者

例えば、消費者物価指数は、前年度比で２%上がっているなど、このようなことを踏まえながら財政計画を作成している。
趣旨がずれるかもしれないが、令和８年度予算では、例えば薬品費について、県外から大型のトラックで運ぶ必要があるため、事前に市場調査をした結果、２割程度値上がりするということもある。
そのような中においても、物価上昇率をそのまま当てはめるのではなく、まずは経営努力をして、料金の改定を先延ばしすることや、改定率を低く抑えることを考えているが、将来の社会情勢を見通すことは難しいため、何とも言えないというのが現状である。

委員

やはり市民の立場に立てば、もちろん値上げは無い方がいいと思うし、改定率 12.27%が妥当というふうに理事者は判断していると思うが、例えば、市民負担が少し上がるが、もう１つ上の案の改定率 15.46%にした方が、何度も小刻みに改定されるよりはいいのかとも思うが、どうか。

理事者

これまで、どの自治体でも、一度料金改定をしたら１０年や１５年は改定しないという形で運営してきた。水道料金を上げることは、市民生活に非常に影響が大きいということで抵抗感があり、なるべく先送りしてきた結果、それが今行き詰まって、どこの自治体でも改定率が３０%とか４０%というような上げ幅になっている。
今後は、そのような形ではなく、定期的に料金改定の検証をしていくこととしている。
例えば、今回リスクヘッジをどうとるかといったところで、改定率 9.09%の案だとギリギリの事業運営となり、それだとリスクヘッジがあまりにもなさすぎる。
改定率 15.46%だとリスクヘッジを取り過ぎている。
やはり市民生活を考えれば、適切なバランスがあるだろうということで、我々としては

改定率 12.27%が今回市民の皆様にお願いできる妥当な線だと考えている。
　これは、今後１０年１５年このままでいくということではなくて、原価割れという状況は依然としてあることから、やはりそれを料金算定期間が過ぎた５年後ぐらいには、もう一度検証してみて、さらにその後５年間事業運営ができるのかということを見定めた上で、必要であれば、その時に原価割れ部分をいくらか回収する、或いは、その時に社会情勢がどうなっているかわからないため、その時までに今持っているリスクヘッジを使い果たしてしまうのであれば、その時改めてまたどの程度リスクヘッジを持った経営体制とするのか、このようなことを検証した上で、必要であれば改定をする。
　適切な時期に検証をして、適切な時期に適切な見直しをしていくという経営体制にシフトすることで、劇的な変化を避けることにもなるし、市民の皆様にとって適切な負担をいただくという結果になると考えている。
　少し先走った話になったが、定期的な見直しというのは、今後は避けては通れないと考えている。

委員

　他都市におけるこのような審議会においても、やはり定期的に料金水準を検証して、必要であれば見直しをするということを審議会の意見として付しているケースが多々ある。
　そういう意味では、これからとりまとめるであろう当審議会としての意見として付すのも一案かと思う。

会長

　１０年後の物価を見通すのは難しく、様々な予想はあるものの、現実にはなってみないとわからない。
　水道の公共性を考えると料金改定に抵抗感があるのは当然であるが、適宜見直しを行うことは、結果的に市民生活への影響を小さくすることにも繋がる。今回は４年間の見積りとなるが、今後は定期的に見直す機会を持ちながら、料金の影響や課題の検討を行うべきと考える。
　なお、例えば航空分野などのように、かつて公益事業と言われていた分野でも、日々料金が変わるダイナミックプライシングを導入している例もある。また通信などでは、現在では様々な料金体系が提示されている。
　どれが優れているかには議論もあるが、事業の健全性を維持するためには、料金は重要な項目であることから、市民生活に対する影響を考慮しながら適宜見直しを行うというスタンスをとることは重要であると思う。
　特に物価の影響などは、過剰にも過小にも評価してもいけないことから、状況に合わせて弾力的に対応する必要があると思われる。

　なお既に説明を受けたところではあるが、今回の改定率を 12.27%とした根拠について改めて確認させてもらいたい。資料の１５ページで、４年の料金算定期間における料金収入を３５２億円と見積もっており、うち料金改定による増収額を３８．５億円、つまり年間でおよそ１０億円を料金改定で確保するとしている。
　この１０億円の根拠であるが、令和１１年度から令和１４年度までに約２４０億円が浄水施設の更新、特に新浄水場に約２００億円で、計４００億円程度の建設改良費を見込ん

でいる。仮に施設の耐用年数を５０年程度とすると、４００億円の年間配賦額は８億から９億円ぐらいになるが、これを回収するために年間１０億円程度の追加収入が必要になるため、改定率を 12.27%にしたと理解することもできると思われるが、このような理解の仕方は妥当なのか。

理事者

基本的には、ただいまご指摘の考え方で良いと思う。

あとは、施設によって耐用年数が異なっており、例えば電気機械設備については１４年から２０年とか、水道管であれば１００年ぐらい使える管もある。建物については６０年となっている。減価償却費は、そのような中で平準的に、ご指摘のとおり８億円とか１０億円まで出てくることになるため、それを今回の料金改定の値上げ分で補うという整理で我々も考えている。

会長

耐用年数や施設の組み合わせによって費用の見込みが変わることは当然であるが、今回の料金改定のバックグラウンドにある施設更新のために料金改定が必要であること、また12.27%の改定率の根拠としては、先のような考え方でも構わないと理解した。

もう１点、料金改定により使用水量が今後どうなるのかという点も気になる。水資源活用という点から考えると、使用水量が減ることは提供サービスが減っていることを意味する。使用水量の減少には様々な要因があるのは承知しているが、今回の改定で使用水量減少が加速するようなことはあってならないし、そうなれば市民生活にもマイナスの意味を持ってしまう。今回の料金改定では、使用総水量減少がどの程度下げ止まるのか、若しくは１人当たりの利用量が増加するのかといった点も検討するべきと思われる。

今回の改定により、どの程度使用水量への影響があると考えるのか、若しくは利用水量の減少はどの程度抑制されると考えられるのか、その見込みなどがあれば教えてほしい。

理事者

現在、人口減少により使用水量は毎年約１％減っている。

今回ランク４の単価を下げて、ランク５を新設することで、例えば、地下水を使用している方が、今後水道水を使っていただけるとありがたいと思っている。海水をくみ上げてそれを膜処理をして使っている商業施設やホテルが結構あるというふうに聞いているが、そのような膜処理施設のリース期間等があると思うので、それを切り替えるときに水道水を使うことを検討していただけないかと考えている。

現在、給水原価は２２２円程度であるが、地下水の膜処理では１００円台で水を作っていると聞いているため、なかなか切り換えは難しいと思うが、我々が単価を下げることで水道水への使用を検討いただくということで、他都市においてもこのような取り組みを行っている事例はあるが、なかなか数字としてあらわれている自治体は今のところないというのが現状である。

会長

かつて４千万㎥程度の利用されていたものが、現在は３千５百万㎥を下回る水準まで減少している。使用水量が減少することは、施設なり資源が遊休化していることであり、施

設の維持更新の意義も失わせてしまう。
料金は使用水量に密接に関係する可能性があることから、今回改定が使用水量にどのような影響を与えるのかも意識しておく必要がある。また使用水量を下げ止める工夫も必要と思われる。
なお今回の大口使用者に対する対応は、水資源の活用を促進するとの点を考慮したものと理解することもできるが、他にも水資源の活用を促す方法を検討しておく必要があると考える。

理事者

ここ1年の傾向ではあるが、夏場については、前年よりも使用水量が増えているというのは、結果としてはっきり出ている。
これは、夏の暑さが原因だと思うが、シャワーを浴びたり、風呂に入ったり、或いは、物価高の影響で、これまでは気軽にペットボトルを買っていたものが水筒に水をいれて持って出ましょうと、そういったことで、家庭内で水を使う機会が増えている。
もう1つは、最近の話題としては、自動販売機の撤去が進んでいるということ。自動販売機は、電気代と人件費がかかる。気軽に買えたものが単価が上がっているから買わなくなってきて、持っていれば損をするという時代になってきたので、事業そのものを他の事業体に移したりとか、店頭からなくしたりとかいう傾向がはっきり出てきている。それをどうビジネスチャンスととらえているかということについて企業がやっているのは、水道水で溶かして飲む、要は、粉末の飲料というのが非常に増えてきている。家庭でそういったものを作って持たせて、外で消費するというようなことも、一部で非常に増えてきているということもある。
高温状態はこれからも続くと予想されることや、物価高騰による消費活動の変化ということもあるため、これまでの様に右肩下がりで大きく使用水量が減っていくということはなく、少しなだらかになるのではないかと期待している。
もう1つは、長崎市の人口は、社会的な増減に関しては増える方向にある。自然減はどうしても高齢化が進んでいるため増えているが、社会的な動向については、ここ数年は増える方向にあり、交流人口も、スポーツ施設が非常に稼働率がいいということで、そういった人口が増えている。
そういった意味からすると、トータルでいけば、使用水量の変化は、少しなだらかになっていく傾向が見えてきているため、今回の料金改定において、何とか、少なくとも算定期間中は乗り切れるだろうし、その後数年も何とか持ち堪えられるのではないかと考えている。

委員

使用水量の見通しについては、確かに水道料金の算定に大きな影響を与えるので、最近の状況等を少しコメントとして紹介したい。
理事者から説明があったように、使用水量が下げ止まるのではないのか、そして示されているデータも特段こう違和感はないような構成になっていると思う。
やはり人口減少が一番大きな減少要因として聞いているが、ここについては今回試算の中に織り込み済みである。
その他、歴史的に使用水量が下がってきたのは、要するに節水型社会というふうに市民

が無意識に、洗濯機とか家電製品を買い替えると自動的に節水が進むようになっている。
実際に、私が調査を行ったところ、以前はトイレを流すのに１回につき１３リッターぐらい水が必要だったものが、今現在は、２．何リッターぐらいとなっている。トイレメーカー等に聞くと、ほぼこれぐらいが下げ止まりということなので、技術革新の観点からもおおむね収束したというような感じはしている。
そうしたことを鑑みると、今回の使用水量はかなり現実的な積算になっているので、これを基に議論してもいいのではないかと思った次第です。
さらに、この大口の使用者、或いは、地下水の転換の問題がありました。ここについては、今回の原案としては、ランク４若しくはランク５を下げるという形になるので、ここについては特に産業界の方々の水道料金の負担は少し軽減されていく、地下水に転換するインセンティブがなくなっていくという点では、この使用水量の減少を留める要因にもなっていくだろうと思われる。
そうしたことを鑑みると、まずは、この使用水量の予測はおおむね妥当と見える。可能であれば、後日もう１回細かい数字をチェックをさせていただければとは思っている。
重ねて、１５ページについて、料金の改定率の案を４パターンを示されており、改定率12.27%でいいのかどうか。
仕組みとしては、料金改定率を先に決めて、後から料金体系、要するに大口からとか小口からとか、それぞれの家庭からいくらという割り振りは、この後の計算になるので、これなかなか一緒に議論すると、細かい現実的な数字に目を奪われて、判断が迷うとは思うが、まずはこの１５ページのとおり、必要な改定率となっているかということを優先して、委員としてある程度合意していくような議論をしていくべきと思う。
一応研究者としては、これは案の中でも改定率 18.65%が良いのではないかという意見はあるところである。というのが、やはり水道は重要なインフラであり、持続しなければならないという点では、現在の社会の要請に合致している。
ただし、ここで考えなければならないのは、水道利用者の経済的負担ということを考慮すると、やはりあるべき姿とは言いながらも、そこを下回ってでも、合理的な経営ができるような水準まで抑え込めるということであれば、やはり市民負担を低減するということがあると思います。そうした点では、今回提案された改定率 12.27%というのは、いろいろ考えられた数字ではあるかと思う。
これを良しとするかどうかについては、疑問点もある。１つ重要な質問をしておきたいのは、このプランについては、あるべき姿としては少し抑制的な改定率になっているが、これで、水道利用者である長崎市民を４年間しっかり守れるかどうかという点。これと、特に災害時も含めて大丈夫かどうか、これは、過去の審議会でも質問して回答はもらっているが、改めて重要な論点かと思うので、今一度回答をいただければと思う。

理事者

新浄水場の整備や老朽施設の更新等に係る事業費は、今後も高くなっていくということも予想されるが、国の財源や広域連携などを活用するなどの努力も継続しながら、この改定率であれば、経営はやっていけるというふうに考えている。

理事者

先ほど言いましたように、いくつかのシミュレーションを出して、その中でも最低の改

定率 9.09%ではなく改定率 12.27%としてリスクヘッジをしている。また、内部留保資金として６０億円は確保する。これは災害時の備えとして３か月分の運転資金を確保するという説明をしたが、例えば、現在のような思いもよらなかった紛争が起きて物価が上がることについても、１つの緊急事態だと思う。そういったことへの備えにも使えるということを考えれば、少なくともこの料金算定期間、それからその少し先ぐらいのところまでは、今のリスクヘッジの中で給水活動を維持できるだろうという判断をしている。

ただし、先ほどから意見があっているとおり、それがいつまでも続くものではないということは念頭におきながら、やはり適切な時期に見直すことによって、その時代に合わせた料金体系・料金水準をアジャストしていくことはしっかり並行してやりながら、市民生活の維持はできるというふうに考えている。

委員

インフレ、物価上昇率の話も、先ほど委員から意見が出ているところだが、民間企業の経営を考えた場合には、こういうような不測の事態があった場合には、企業の経営安定ということを優先的に原価として見込むということになると思います。

ただし、水道事業の場合には、公共料金として不特定多数の市民の生活に関わるという点では、見積もり上のインフレ率、予想値で、市民が現実的に負担する水道料金が高くなるというのは、市民にとって不利益になる可能性がある。そうした点では、かなり現実的にインフレ率を見込んでいるということなので、原価計算としても合理的な水準にはあるという印象を受けた。

委員

今回の改定率が何パーセントになるかわからないが、いずれにしても料金値上げをすることになると思うが、市民や事業者には、ある意味痛みを強いる一方で、市民の方々の意見としては、おそらく、どのような経営努力をするのか、ということを言われるのではないかと思う。

４１ページに、ＤＸの推進とか書かれているが、こういったことを本当に取り組むことができるのか、もしできるとしたときに、こういったことを実際にやっている自治体はあるのか、こういったことをすることによってどれぐらい費用を下げることができるか、そういった具体的なデータがあると、市民の納得感も得られると思う。今回の資料では、料金改定の話に対して経営改善の話は１ページだったので、経営改善を行ったうえで料金の値上げをお願いするというように、もう少し具体的に説明をいただければと思う。

理事者

現在、長崎市において行政経営プランを策定しており、その中で、今後の経営改善について詳細な数字を入れたものを作成しているため、今後、市民に説明する際には、ご指摘の部分を加味して説明をさせていただく。

委員

先ほど料金の使用水量をどうやって増やしていくのか、下げないようにするのかという話があったが、例えば、子どもたちは、ほぼ水道から直接水を飲むことはない。

水道を飲むという習慣がないので、子どもたちの意識を変えるところから、何かプラン

ニングしていかなければ、今後どんどん減っていくばかりになると思う。
　長崎に来て初めて水道水を飲んだときに、こんなに甘みを感じるとか、飲みやすいとか、そういったことをもっとＰＲしていかないと、使用水量が減少するという問題がずっとついて回り、料金を上げるしかない状況が続いてしまうと思う。
　市民からアイデアを募ること、そういった予算を組むこと、何かキャンペーンすることなどといったことは可能か。

理事者
　現在、水道事業の運営について理解いただくために、動画の作成や広報誌への掲載などの取り組みを進めている。
　来年度は、水道事業体の全国会議が長崎で行われるため、その際に、体験ＰＲブースを設置し、水道管に子どもたちからメッセージを書いていただき、それを長崎市のどこかに実際に布設するということを考えている。当たり前に水が出る生活がどのように守られているのかということをＰＲしていく中で、例えば、利き水大会のようなことも行いながら、子どもたちに水道水はおいしいということを伝えていきたいと思う。
　委員ご提案の市民からの企画の募集等についても検討しながら、ＰＲを進めていきたい。

委員
　例えば、鎌倉市ではマイボトル用のウォーターサーバーを設置して、マイボトルを使うことで、プラスチックを減らしましょうというキャンペーンをしている。このような活用の仕方や、また、企業でもウォーターサーバーを設置しているところが多いと思うが、水道直結型のウォーターサーバーにすることでも使用水量は変わると思う。
　このような前向きなことも、この資料の中に載せると参考になると思う。

〔理事者説明〕
・会議資料「５　今後のスケジュール」の項目について、理事者から説明。

〔審議・決定事項〕
・会長から「これまでの審議経過をまとめた意見書を作成するに当たっては、審議会主導で作成すること」、また、「長崎市上下水道事業運営審議会規程の一部改正により会長指名の委員で構成した部会を設置すること」、「当該部会のメンバーについては、会長の指名により、会長、副会長、佐藤委員及び平賀委員の４名とすること」、「当該部会により意見書の素案を作成すること」、及び「この素案を基に審議会で議論したうえで意見書を作成するという進め方とすること」について提案がなされた。
本件については、長崎市上下水道事業運営審議会規程第１０条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項として会長が審議会に諮ったものとし、いずれも委員の同意を得たため、そのように決定した。

〔閉会〕
・会長が閉会を宣言。